

令和3年3月8日

出版健康保険組合

「緊急事態宣言」の期間延長に伴う対応について

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策として政府が東京、埼玉、千葉、神奈川に発令した「緊急事態宣言」は、このたび令和3年3月21日まで再延長されました。

こうした状況を踏まえ、当組合におきましては、加入者の方々の安全な生活や健康の確保を最優先とし、引き続き感染予防対策を徹底し、一部業務を下記のとおりとさせていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 組合事務所における窓口業務について

加入者の皆様の健康と安全を考慮し、下記の内容で窓口業務を縮小いたします。

- ・令和3年3月21日（土日を除く、状況により期間の再延長あり）まで窓口・電話（受付）時間については10時00分～16時00分までとさせていただきます。
- ・事業主及び加入者へは感染を避けていただくためにも届出書類等の提出につきましては原則郵送とします。

（注）本部組合事務所、来館時にサーマルカメラによる検温、手指の消毒を実施します。また、感染予防を図る観点から職員はマスク着用のまま対応させていただきます。

2. 健康管理センターにおける診療及び健診業務について

(1) 診療所

- ・感染予防対策を徹底し、医療実施体制に努めます。
- ・状況によって外来枠を縮小する場合があります。

（注）当組合のホームページトップ画面の「健康管理センター（診療所）休診・代診のお知らせ」にて、診療科の開設状況を掲載し、随時お知らせします。

(2) 健診業務

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」（密閉・密集・密接）を回避し、
受診環境の確保に努めます。
- ・受診人数を制限させていただきます。

3. 健康増進センター「すこやかプラザ」利用時間の短縮について

政府より発出された緊急事態宣言の期間延長を受け利用時間を令和3年3月21日までの間20時までとさせていただきます。